

■ 市が発令する避難情報の区分



避難指示（緊急）

人的被害発生の危険性が非常に高くなっています。直ちに避難してください。外への避難が危険な時は命を守る行動をとってください。

避難勧告

人的被害発生の危険性が明らかに高まっています。避難行動を開始してください。

避難準備・高齢者等避難開始

非常持ち出し品の用意など、避難の準備を開始してください。特に高齢者など避難に時間がかかる人は、早めの避難を心がけましょう。

■ 気象庁が発表する特別警報とは



特別警報

重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表されます。

警報

重大な災害が発生する恐れがあるときに発表されます。

注意報

災害が発生する恐れがあるときに発表されます。

※特別警報が出ないからといって安全なわけではなく、従来の注意報や警報を過小評価してはいけません。

活かそう避難情報

テレビや携帯電話への緊急速報メールなどでよく見かけた**避難指示**や**避難勧告**という言葉。では、指示や勧告はどのような状況で発令され、どういった行動を取ればよいのでしょうか。災害時に提供されるさまざまな情報の内容を理解し、災害から身を守りましょう。

記録的短時間大雨情報とは

大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって、災害の発生につながるような、まれにしか観測しない雨量であることを知らせるために、気象庁が発表するものです。

土砂災害警戒情報とは

大雨警報発表時に、土砂災害発生の危険度が非常に高まったときに、対象となる市町村を特定して、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報です。自主避難の判断の参考にしてください。

洪水の危険があるとき

物部川と国分川が氾濫する危険性が高くなったときに発令される**避難勧告**の基準は次のとおりです。

- 物部川水位が氾濫危険水位4.25mを超え、さらに増水の恐れがあるとき
- 国分川水位が氾濫危険水位6.4mを超え、さらに増水の恐れがあるとき
- 物部川、国分川堤防が亀裂、漏水その他により決壊のおそれが大きくなったとき

土砂災害の前兆を知ろう

急斜面が崩れ落ちる災害

がけ崩れの前兆

- ▶がけから水がわき出る
- ▶がけにひび割れができる
- ▶小石がパラパラと落ちてくる
- ▶わき水が濁る・止まる
- ▶地鳴りがする

地層が滑り落ちる災害

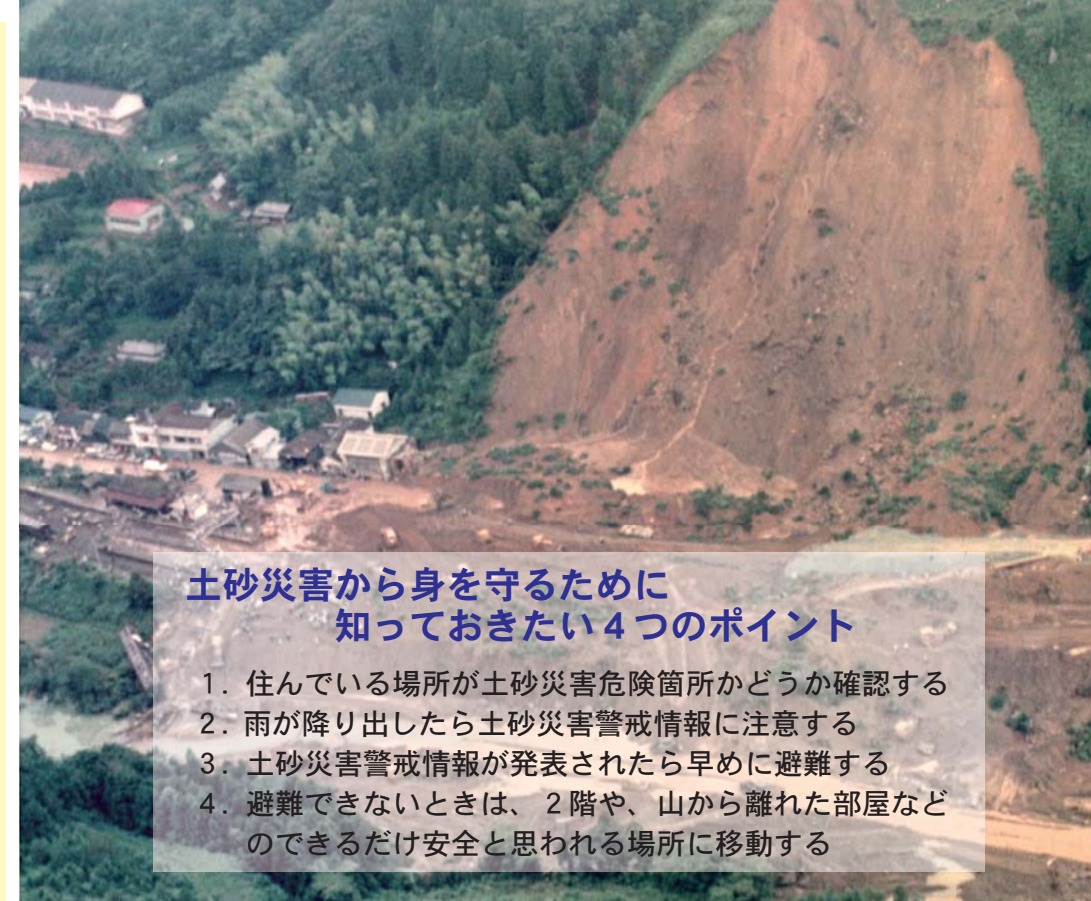
地滑りの前兆

- ▶地面にひび割れや陥没ができる
- ▶がけや斜面から水が噴き出る
- ▶井戸や沢の水が濁る
- ▶地鳴り・山鳴りがする
- ▶樹木が傾く
- ▶亀裂や段差が発生する

大量の水と土砂が流れる災害

土石流の前兆

- ▶山鳴りがする
- ▶腐った土の匂いがする
- ▶急に川の水が濁り、流木が交ざり始める
- ▶雨が降り続けているのに川の水が下がる
- ▶立木がさける音や石がぶつかり合う音が聞こえる



土砂災害から身を守るために 知っておきたい4つのポイント

1. 住んでいる場所が土砂災害危険箇所かどうか確認する
2. 雨が降り出したら土砂災害警戒情報に注意する
3. 土砂災害警戒情報が発表されたら早めに避難する
4. 避難できないときは、2階や、山から離れた部屋などのできるだけ安全と思われる場所に移動する

▲昭和47年に起きた豪雨・繁藤山崩れ

危険を知る

土砂災害の危険箇所や降雨量による災害の予測を行い、自然をあなどらないことが、あなたの身を守ります。

土砂災害は、一般に1時間20mm以上、または降り始めてから100mm以上になったら十分な注意が必要です。

市では、香美市における河川の氾濫などによる浸水想定区域や土砂災害の危険箇所など、災害時の避難箇所等を表示した**総合防災マップ**を作成し、配布しています。必要な方は、防災対策課までお問い合わせください。

また、土砂災害に関する情報は、**香美市公式ホームページ**にも掲載しています。トップページから防災情報へとお進みください。

お住まいの地域について今一度確認し、災害時の減災対策としての活用をお願いします。



▲総合防災マップ

1時間の降雨量	雨の降り方と災害予測
10～20mm やや強い雨	ザーザーと降る。地面からの跳ね返りで足元がぬれる。話し声がよく聞き取れない。地面一面に水たまりができる。
20～30mm 強い雨	どしゃ降り。傘をさしてもぬれ、寝ている人の半数が雨に気付く。車のワイパーを速くしても見づらい。側溝・下水・小川があふれ、小規模ながけ崩れが始まる。
30～50mm 激しい雨	バケツをひっくり返したように降る。道路が川のようになる。車は高速走行時、ブレーキがきかなくなる。がけ崩れが起きやすく、危険地帯では避難が必要。
50～80mm 非常に激しい雨	滝のように降る。傘は役に立たない。水しぶきで一面が白くなり、視界が悪くなる。車の運転は危険。土石流が起こりやすい。多くの災害が発生する。
80mm以上 猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる。大規模災害の発生について厳重な警戒が必要。

被災した場合、減免制度があります

税・負担金・料金の減免

災害による損害の程度により、税や各種料金を減免できる場合があります。詳細はお問い合わせください。

個人住民税 税務収納課市民税班 ☎52-9292

固定資産税 税務収納課固定資産税班 ☎53-3116

国民健康保険税・国民健康保険一部負担金

後期高齢者医療保険料・後期高齢者医療一部負担金

市民保険課保険班 ☎53-3115

介護保険料

健康介護支援課社会長寿班 ☎52-9280

保育料 教育振興課幼保支援班 ☎53-1088

国民年金保険料の免除制度

一定の審査により認められた場合、国民年金保険料を免除できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

市民保険課保険班 ☎53-3115

り災証明書の発行

台風や暴風、豪雨などの自然災害により家屋や家財等が被害を受けた場合、り災証明書を発行します。

税務収納課固定資産税班 ☎53-3116

※内閣府の『防災情報のページ』に、被災者に対するさまざまな支援制度が掲載されています。

HP <http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/seido.html>